

平成 30 年 6 月 14 日発行

全国ホームヘルパー協議会 協議員通信



発行：全国ホームヘルパー協議会

(事務局：全国社会福祉協議会 地域福祉部)

E-mail：z-chiiki@shakyo.or.jp

<http://www.homehelper-japan.com/>

□平成 30 年度協議員総会を開催しました

平成 30 年 5 月 25 日（金）、平成 30 年度協議員総会を全社協会議室にて開催いたしました。

以下の 3 つの議案について、協議が進められました。

【議案】

1. 平成 29 年度事業報告（案）・決算について
2. 平成 30 年度事業計画（案）・予算（案）について
3. 会員・会費規程、費用弁償規程、ブロック助成要項の一部改正

開会にあたり神谷洋美会長からは、平成 30 年 4 月の報酬改定とあわせて実施された「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（老計 10 号）の一部改正を踏まえ、「ホームヘルパーによる自立支援が、これまで以上に重度化防止や IADL、QOL の向上に資するため、ホームヘルパーの専門性を発揮できるように本会としても取り組んでいきたい」と挨拶がありました。

1～3 の議案が協議され、原案通り承認されました（平成 29 年度事業報告、および平成 30 年度事業計画は別添資料参照）。

事業計画では、以下の 3 点を重点事項としています。

【平成 30 年度事業計画 重点事項】

1. 報酬改定のサービス提供現場への影響の把握と対応
介護報酬改定による介護サービス提供現場への影響の把握を行うとともに、ホームヘルパーの質の向上を支援する取り組みを実施することにより、次期介護報酬改定への対応を図る。
2. 人材確保・育成・定着に関する取り組み
新たな人材の参入による効果や課題の把握を行うとともに、具体的な現場実践に向けた協議を行う。
3. ホームヘルパーへの支援と本会組織体制の強化
本会の構成組織への支援を充実させるとともに、未組織県のホームヘルパーに対する支援にも取り組むことで、本会および道府県組織の基盤の強化を図る。

また、事業計画を踏まえ、各県協議会における課題や取り組み、及び、本会に対する期待や役割に関する協議・共有を行いました。具体的には以下のとおりです。

【各県協議会における主な課題と取り組み】

～課題～

○県組織の課題

- ・ 役員の後任がみつからない。
- ・ 会員募集のPRをしているがなかなか浸透しない。
- ・ 研修の際に参加した非会員に対して入会案内をするが、入会につながらない。
- ・ 県内開催の研修会でも参加者の移動の負担が大きく、開催方法の工夫が必要。

○会員加入等が進まない背景

- ・ 人材不足や業績不振により事業所を閉鎖したり、事業所の稼動を優先せざるを得ない状況が続いている。
- ・ 総合事業の影響で収益が低下している事業所が多数ある。
- ・ 入会や研修会に参加したくても、事業所の方針で参加できない例がある。
- ・ 事業所に送った研修会等の案内が個々人の職員にまで届いていないところもある。
- ・ ホームヘルパーのスキルアップと定着が課題になっているものの、具体的な対応を行っていないところも多い。

～取り組み～

- ・ 役員の役割として、組織運営担当・広報担当・企画担当等の担当制を採用してそれぞれの役割に集中できるようにすることで、負担の軽減と組織体制の強化を図っている。
- ・ ホームページだけでなくブログでも研修の周知や取り組みの発信をすることで、ホームヘルパーからの反応が良くなった。
- ・ 協議会組織のない周辺県にも、研修会参加の呼びかけをすることで、できるだけ多くのホームヘルパーに参加してもらうようにしている。
- ・ 個人の意向よりも、事業所の方針によって入会や研修会参加の可否が左右されることがあるため、管理者向けの案内文も作成している。
- ・ 県内を複数のブロックに分けて研修会を実施することで、参加しやすい工夫をしている。
- ・ 研修会に参加できないホームヘルパーも大勢いるので、後日、県内各ブロックに出向いて伝達研修を実施している。
- ・ 毎年 1 回県行政と意見交換をすることで、ホームヘルプサービスの現場の実態や重要性を訴え、行政としても人材確保等の支援に協力してもらうよう働きかけている。
- ・ 介護福祉士会やシルバーサービス人材センター、介護労働安定センターと研修会を共催することで、参加者増や内容の充実を図っている。

※協議員の意見にもとづき、事務局にて整理

【本会に対する期待】

- ・ 次期介護報酬改定に向けては、ホームヘルパーの意見をより幅広く取りまとめて国に伝えることはできないか。
- ・ 事業計画にあるように情報発信強化の取り組みを積極的に行ってほしい。
- ・ 情報発信では、ホームヘルパーがやりがいを感じたり、元気になるような取り組みを期待している。
- ・ サービス提供責任者の任用要件となるような研修を実施することで、質の向上に資するような取り組みはできないか。

※協議員の意見にもとづき、事務局にて整理

上記の意見も踏まえつつ、特に今年度は本会として、各道府県協議会にも協力を求めながら、介護報酬改定によるサービス提供現場への影響や、その他現場で課題になっていることなどを把握し、厚生労働省と協議の場を設けることを予定しています。

さらに、会員支援の強化や、人材確保・育成・定着の取り組みとして、本会ホームページ等のコンテンツ充実を行うことを確認しました。具体的には、「ホームヘルパーのやりがい」や「現場の悩みとそれに対する解決方法」、「料理の創意工夫」などを現場のホームヘルパーからお寄せいただき、ホームページ等への掲載を行い、広く発信していく予定です。

これらの取り組みを始めとして、会員支援、道府県協議会支援を行いながら、本会の組織体制強化と活性化を目指すこととしています。

□平成 30 年度協議員セミナーを開催

平成 30 年度協議員総会に先立ち、平成 30 年 5 月 24 日（木）、全社協会議室にて協議員セミナーを開催いたしました。

【平成 30 年度協議員セミナーの内容】

1. 行政説明「ホームヘルプサービスをめぐる動向について」
厚生労働省 老健局振興課 基準第一係長 宮本 和也 氏
2. 講義・グループ討議
「介護報酬改定を踏まえた管理者・サービス提供責任者に求められるマネジメント」
一般社団法人「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
特別理事 馬袋 秀男 氏

行政説明では、平成 30 年度介護報酬改定について説明がありました。

また、介護人材確保に向けたキャリアパスの実現やさらなる処遇改善の取り組み、さらに、介護事業所における生産性の向上を進めること等、今後に向けた国の動きの説明がありました。

講義・グループ討議では、改正が行われたいわゆる「老計 10 号」の通知を踏まえながら、ケアプランが利用者の自立と能力向上のためのプランとなっているかなど、これまで以上にホームヘルパーの視点で妥当性を考える必要があるとの示唆がありました。

本セミナーは、都道府県協議会の代表である協議員を対象としており、協議員が各道府県にて研修内容の報告等を行うことで、介護保険制度の動向や今後現場に必要とされる意識や知識の共有を図るこ



～協議員セミナーの様子～

とを目的としています。本年度は介護報酬改定を踏まえた内容を学ぶことで、今どのような対応が求められているのか、また、次期介護報酬改定を見据えてどのような準備が必要なのか等を考えることができました。

□パンフレット「地域での暮らしに寄り添うホームヘルパー」を活用ください



ホームヘルパーの役割や活動内容について周知・広報を目的として作成したパンフレット「地域での暮らしに寄り添うホームヘルパー」を引き続き頒布しています。

利用者やその家族への説明のほか、地域ケア会議やサービス担当者会議等で配布し、地域包括支援センターやケアマネジャーにホームヘルパーについてより理解を深めてもらうための説明資料としてご活用いただいています。さらに、学校への出前講座や地域の福祉祭りで拡大コピーして展示するなど、さまざまな場面でご活用いただいております、ご好評をいただいております。

ぜひ会員に周知いただき、各道府県事務局を通じてお申し込みいただきますようお願いいたします。

【申込み先】各道府県ホームヘルパー協議会事務局

他団体・制度等の動き

□ITツール導入費用の一部が補助されます

(IT導入補助金「平成29年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業」)

◇人材不足が喫緊の課題である介護現場の「事務作業効率化」や、利用者の自立支援を進めるための「医療介護連携」などにおいて、ITシステムの導入による業務

改善が期待されています。

◇経済産業省による IT 導入補助金は、中小企業・小規模事業者等を対象に、事業者の課題やニーズに合った IT ツール（ソフトウェア、サービス等）を導入する経費の一部を補助するものです。

◇事業概要や詳細については下記 URL をご参照ください。

(<https://www.it-hojo.jp/>)

□「新たな出張法律相談（特定援助対象者法律相談援助制度）」のご紹介

◇法テラスでは、認知機能が十分でないために、自己の権利が妨げられている方を対象にした出張法律相談を実施しています。

◇申し込みは、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関の支援者が行うこととなっています。

◇申し込み方法や相談の流れは、下記 URL をご参照ください。

(http://www.houterasu.or.jp/news/houterasu_info/page00_00228.html)

※本協議員通信は、協議員、各県事務局宛にお送りいたしております。